議員を派遣することについて議会の決定を求める議案

次のとおり議員を派遣することについて、高知県議会会議規則(昭和54年4月1日制定)第126条の規定により、議会の決定を求める。

- 1 高知県・ミクロネシア連邦友好記念訪問
 - (1)目 的 高知県・ミクロネシア連邦友好記念各種行事参加
 - (2)派遣場所 ミクロネシア連邦
 - (3)派遣日 平成25年10月19日から10月23日までの間
 - (4)派遣議員 中西哲議員、西森雅和議員の2名とし、都合で参加できない場合は、議長が別に指名することができる。
- 2 第13回都道府県議会議員研究交流大会への派遣
 - (1)目 的 都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議会間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。
 - (2)派遣場所 東京都
 - (3) 派 遣 日 平成25年11月12日
 - (4)派遣議員 加藤漠議員、西内健議員、西内隆純議員、弘田兼一議員、 依光晃一郎議員、梶原大介議員、溝渕健夫議員、横山浩一議 員、西森雅和議員、池脇純一議員の10名とし、欠員が生じた 場合は、議長が別に指名することができる。
- 3 地方議会活性化シンポジウム2013への派遣
 - (1)目 的 地方議会議員等を対象とし、地方分権の進展に伴う地方公 共団体の自己決定権と自己責任の拡大等に適切に対応した地 方議会の役割や今後の地方議会のあり方について意見交換を 行い、広く情報発信することに資する。
 - (2) 派遣場所 東京都
 - (3) 派 遣 日 平成25年11月11日
 - (4)派遣議員 加藤漠議員、樋口秀洋議員の2名とし、欠員が生じた場合 は、議長が別に指名することができる。

4 計画の変更

派遣議員の事故、派遣先の都合や交通事情等により計画の変更を要する場合、その決定は議長が行う。